

## 東日本大震災の被災地で適用する土木工事等標準歩掛について

平成25年10月1日  
福島県農林技術課

東日本大震災の被災地では、早期復旧に向け大規模な復旧・復興事業が推進されており、工事量の増大による資材調達不足等で、「土工」及び「コンクリート」において日当たり作業量の低下が生じている事が確認されたため、標準歩掛日当たり作業量の補正を行うこととします。

### ○ 対象工事

福島県が発注する工事（土地改良事業等請負工事積算基準、森林整備保全事業設計積算要領により積算する工事に限る）

### ○ 適用年月日

（1）平成25年10月1日以降起工する工事。

（2）平成25年9月30日以前に起工し、平成25年10月1日以降に入札を行う工事についての取扱いは、入札監理課のホームページをご覧ください。

※「東日本大震災の被災地で適用する復興歩掛に係る特例措置について」

### ○ 補正の内容

（1）土工（掘削～土の敷均し・締固めまでの一連作業）

掘削・敷均し・締固め作業を行う工種で日当たり作業量を10%補正

（2）コンクリート工

コンクリート打設を伴う工種で日当たり作業量を10%補正

### ○ その他

（1）詳細は、東北農政局ホームページ及び関東森林管理局ホームページをご覧ください。

（2）県で策定している施工単価表は、近々各閲覧場所に備え付けます。